新

(勤勉手当)

(勤勉手当)

第17条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、<u>その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前</u>6箇月以内の期間における<u>勤務の状況</u>に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても同様とする。

 $2 \sim 5$ 略

第17条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。) にそれぞれ在職する職員に対し、

旧

<u>の勤務成績</u>に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。 これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に 該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(規則で定

基準日以前6箇月以内の期間におけるその者

める職員を除く。)についても同様とする。

 $2 \sim 5$ 略